

<論文>

アーカイブズにおける秘密情報保護と資料公開：  
欧州のデータ保護制度を手がかりに

坂口 貴弘

1. はじめに

情報サービス機関としての文書館（アーカイブズ）が図書館等と本質的に異なる特徴の一つは、その所蔵資料が当初から公表を前提として生み出されたものではないことである。図書館資料の大部分は不特定多数の読者を想定して公刊され、その閲覧を制限すべき事態はごく例外的である。一方で、もともと官公庁や企業内部の業務資料として作成された往復文書や帳簿、あるいは私的な書簡・日記等を保存・公開する文書館の場合、大量の個人情報等を含む近現代資料の公開には十分な配慮を要するのがむしろ通例である。

近年、海外のアーカイブズ事情が広く紹介されるようになったが、個人情報や企業情報、治安・防衛等に関する情報（以下「秘密情報」と総称する）を含む資料をどのように公開しているかについてはあまり知られていない。そこで本稿では、最近施行された欧州連合（EU）の「一般データ保護規則」に注目し、アーカイブズにおいては個人データの保護と資料公開の促進をいかにして両立させるべきかについて考えたい。

以下では、まず先行研究に基づき、政府アーカイブズにおける秘密情報の公開をめぐる国際的な状況を概観する。次に、個人情報の保護と公開に関する具体例として、英国の大学アーカイブズにおける個人文書、イングランド国教会における個人データ、米国のカトリック教会における秘跡記録の各事例を取り上げる。その上で、アーカイブズ機関における EU 一般データ保護規則への対応につき、以下の各論点に即して具体的に検討する。その際、日本のアーカイブズ法制や個人情報保護法制の課題についても論及したい。

①適用対象

- ・アーカイブズの適用除外
- ・個人データの仮名化

②特別な個人データ

- ・死者の個人データ
- ・センシティブな個人データ

- ・ 犯罪に関する個人データ
- ③データ主体の権利
- ・ データ主体への情報提供
  - ・ データ主体のアクセス権
  - ・ 個人データの訂正権
  - ・ 個人データの消去権
  - ・ 個人データの取扱い制限
  - ・ データ主体への通知
  - ・ 個人データの移行
- ④個人データのセキュリティ
- ・ 個人データの最小化
  - ・ 個人データの安全性確保

## 2. 研究の背景

図書館等のアーカイブズ施設において近現代の公文書や個人・団体の資料を閲覧に供する際は、資料中に個人情報や企業情報、治安・防衛等に関する情報が含まれているかを点検し、場合によっては公開を一定期間制限する必要がある。この作業は複雑かつ多大な労力を要し、特に小規模施設における資料公開を著しく阻害している。

アーカイブズ界では従来、「時の経過」により秘密情報を保護する必要性が逡減していくという考え方にに基づき、文書作成から一定期間のみ非公開とする手続きがとられてきたが、その根拠は必ずしも明確化されてこなかった。その一方、秘密情報への「過剰反応」から資料公開へ至る手続きが煩雑化し、受入済み資料の公開が進んでいない図書館等も少なくない<sup>1</sup>。

また、2011年に施行された公文書管理法は、国立公文書館等へ移管された歴史的に重要な公文書等の原則公開を規定しつつ、特定類型の秘密情報等は一定期間公開を制限するとした。そこで国立公文書館は個人情報の非公開期間に関する基準を定めたが<sup>2</sup>、これは政府の公文書を念頭に置いており、非政府機関の図書館等に直ちに準用できるものではない。

この点に関する日本での研究は、行政機関や法学者による制度面の分析か、利用者の立場からの問題点の指摘に二分される傾向にあり、アーカイブズ管理の視点からの体系的・実践的検討は不十分であった。また、沖縄密約問題を契機に、国際アーカイブズ評議会による「30年原則」が知られるようになったが<sup>3</sup>、その背景や諸外国での運用に関する研究は限られている。そこで筆

---

<sup>1</sup> 加藤聖文、市民社会における「個人情報」保護のあり方：公開の理念とアーキビストの役割。国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇。2015, no. 11, p. 1-14.

<sup>2</sup> 独立行政法人国立公文書館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準。国立公文書館, 2011, 11p. [http://www.archives.go.jp/information/pdf/riyoushinsa\\_2011\\_00.pdf](http://www.archives.go.jp/information/pdf/riyoushinsa_2011_00.pdf), (参照 2018-12-27)。

<sup>3</sup> 30年原則については、小原由美子、ICA30年原則制定の背景。アーカイブズ。2011, no. 44, p. 54-60.

者は先に、秘密情報の利用制限とアーカイブズとの関係をめぐって、1970年代までの米国の動きを検討した<sup>4</sup>。しかし、諸外国では1990年代以降、先住民など抑圧されてきた人々に関する記録のプライバシー保護や<sup>5</sup>、健康情報・安全情報の活用と文書管理システムとの関係、あるいはSNSに記された個人情報の保存・公開といった課題をめぐる実践が積み重ねられつつある<sup>6</sup>。同和問題と戸籍史料公開に関わる課題を抱え、あるいはオープンデータをめぐる議論が始まった日本でも、参照しうる知見は少なくない。

なお、本稿のテーマと関連の深いデジタルアーカイブの公開については、従来主に知的所有権への対応が課題とされてきた。だが大半のアーカイブズ施設は小規模な体制・資金で運営されており、全ての所蔵資料をデジタル化公開できない状況下で原資料を閲覧に供している。公開手段がアナログかデジタルかを問わず、秘密情報への対応は共通の課題である。

### 3. 政府アーカイブズにおける秘密情報の公開

以下ではまず、2つの先行研究に基づき、政府アーカイブズにおける秘密情報の公開をめぐる国際的な状況を概観することにした。

#### 3.1 欧州各国における秘密情報の公開

欧州の23か国の国立公文書館において、アーカイブズ資料における秘密情報のアクセス制限がいかに行われているかを調査した成果を、英国アーキビスト協会の機関誌に掲載された論文が報告している。2004年に行われた古い調査であり、現在は状況が変化している可能性はあるが、このようなテーマに関する国際比較調査はほとんどなく、欧州地域の大まかな傾向をつかむ上では依然として有用であるため、以下にその概要をまとめたい。

この研究によれば、欧州各国の国立公文書館において、公文書が公開されるまでの一般的な非公開期間に関する法律の規定は以下の通りであった。

- ・規定なし：9か国
- ・20年：2か国
- ・30年：12か国

ここから、国際アーカイブズ評議会が勧告した「30年原則」に基づき、非公開期間を運用し

<sup>4</sup> 坂口貴弘．米国国立公文書館における秘密情報の利用制限：情報自由法・プライバシー法成立以前を中心に．京都大学大学文書館研究紀要．2016, no. 14, p. 23-40.

<sup>5</sup> 安藤正人．第4回「記録とアーカイブズの歴史国際会議」に参加して：マイノリティ・レポート：アーカイブズに込められた先住民や少数者の声．アーカイブズ学研究．2009, no. 10, p. 78-87.

<sup>6</sup> 例えば、“ACRL/SAA joint statement on access to research materials in archives and special collections libraries”．American Library Association and Society of American Archivists, 2009. <http://www.ala.org/acrl/standards/jointstatement>, (参照 2018-12-27)．

ている国が最も多いことが分かる。

もっとも実際には、文書へのアクセスが制限される期間やその方法は、文書の類型によって異なる。ここでは具体例として、(1) 個人データを含む記録、(2) 国益や安全保障に関する記録、(3) 経済的利益に関する記録、(4) 著作物を含む記録、が挙げられている。以下、その概要をみていきたい。

第一に、個人データ保護のための制限は22か国で行われていた。これは、文書の作成日から起算する場合、個人の死亡日から起算する場合、個人の誕生日から起算する場合の3種類に区分できる(複数の方式を併用する国もある)。誕生日から起算するのは7か国で、例えばハンガリーでは文書の類型ごとに30年、60年、90年という非公開期間を設けていた。最も一般的なのは文書作成日から起算する方法で、非公開期間はほぼ75年間となっていた。個人の死亡日から起算する9か国では、死亡から10年～50年間非公開となる。

第二に、国益の保護や安全保障の観点からの制限は20か国で行われている。この非公開期間は25年間(フィンランド)から90年間(ハンガリー)まで多様であるが、30年間とする国が多かった。

第三に、経済的利益を保護するための制限は12か国で行われているが、11か国では制限されていない。制限する国では20年間の非公開が最も多いがオランダは75年間としている。

第四に、著作権を保護するための制限があるのは13か国で、その期間を70年間とするのがほとんどであった。10か国では制限がない。

次に、具体的な文書の事例を挙げて、各国においてそのアクセスが制限されているかを調べている。

- ・ 国勢調査の個票(19世紀末～20世紀初頭)《個人情報》  
制限あり6／制限なし17
- ・ 個人の医療記録(1890年／1905年／1920年／1935年)《個人情報》  
制限あり18／制限なし5
- ・ 離婚訴訟の裁判記録(1975年)《個人情報》  
制限あり17／制限なし5
- ・ 国防省の年次報告書(1952年)《安全保障情報》  
制限あり9／制限なし14
- ・ 内務省の入札記録(1992年)《経済情報》  
制限あり8／制限なし15
- ・ 中央銀行の報告書(1985年)《経済情報》  
制限あり11／制限なし12

これによれば、約100年前に行われた国勢調査の個票は、国民一人一人の個人情報が記録され

ているものであるにもかかわらず、多くの国が制限なく公開している。しかし、病歴や健康状態などのセンシティブな個人情報が記載されているカルテなどは、100年以上前のものであってもアクセスを制限している国の方が多い。離婚訴訟の裁判記録も、約30年が経過したものであるにもかかわらず、多くの国ではアクセスを制限している。

国防省の約50年前の報告書は、安全保障に関する内容が記載されているが、制限なく公開している国の方が多かった。内務省の入札記録については、半数以上の国はもともと公開している情報であると回答していたが、中央銀行の報告書については、公開情報とする国とアクセス制限を課す国とで回答が分かれていた<sup>7</sup>。

以上の調査結果にみられるように、欧州諸国の国立公文書館の間では、秘密情報の公開をめぐる制度や実態には大きな差異が存在する。後述するように、調査対象の多くはEUの加盟国であり、調査の時点ではEUの「データ保護指令」の規定に基づき、個人データ保護の法律を定めていた。しかし、アーカイブズへのアクセス制限については、各国の歴史や法制度、行政体系の違いを反映して、かなりの多様性がみられることがわかる。

なお、日本の国立公文書館では、利用制限情報のうち個人に関する情報について、30年を超える期間、利用を制限する情報の類型を次のように定めている。多くの公文書館等でも参考にされている基準である（表記は一部簡略化した）。

- ・50年：
  - 学歴又は職歴／財産又は所得／採用、選考又は任免／勤務評定又は服務／人事記録
- ・80年：
  - 国籍、人種又は民族／家族、親族又は婚姻／信仰／思想／伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態／刑法等の犯罪歴（罰金以下の刑）
- ・110年：
  - 刑法等の犯罪歴（禁錮以上の刑）
- ・140年：
  - 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態<sup>8</sup>

これと欧州諸国の制度とを比較した場合、個人情報については、利用制限期間が極端に長いということはいえない。しかし、その他の利用制限情報（安全保障情報、経済情報など）については、その判断基準や非公開期間が明示されていない。この点は、今後の公開審査実績の積み重ねにとともに、明確化していく必要があるだろう。

<sup>7</sup> Valge, J.; Kibal, B. Restrictions on access to archives and records in Europe: a history and the current situation. *Journal of the Society of Archivists*. 2007, vol. 28, no. 2, p. 193-214.

<sup>8</sup> 独立行政法人国立公文書館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準. 国立公文書館, 2011, 11p, [http://www.archives.go.jp/information/pdf/riyoushinsa\\_2011\\_00.pdf](http://www.archives.go.jp/information/pdf/riyoushinsa_2011_00.pdf), (参照 2018-12-27).

### 3.2 情報機関の記録公開をめぐる国際比較

秘密情報の中でも軍や警察に関する情報は、公開すれば安全保障を脅かす恐れがあるとして、過去のものであっても公開されないケースが多い。しかし、従来の人権抑圧的な政権から民主的な政権への交代を果たした国々の中には、旧体制下における国民への弾圧・迫害の記録を公開することを通じて、被害者の救済につなげようとするところもある。国際的学術誌 *Archival Science* に発表された論文は、情報機関が国民を監視していた記録の公開について国際比較を試みたものとして興味深い。

20世紀には、多くの国々で情報機関による国民の監視が行われた。民主化に伴い、これらの機関が作成し保有していた監視の記録が公開されるようになっていく。これは、旧体制下における人権侵害の実態を調査する動き（真実和解委員会など）とも結びついている<sup>9</sup>。

この研究では、20世紀における圧制的な旧政権の情報機関による国民監視の記録を公開しているかどうかについて、16か国を調査し、アクセスのレベルごとに次の4類型に区分した。「公開（アクセスポリシーあり）」「公開（条件付き）」「非公開（存在確認済み）」「非公開（所在不明または廃棄）」である。

それによれば、「公開（アクセスポリシーあり）」の国・地域（国名は当時）としては、東ドイツ、メキシコ、米国ミシシッピ州（公民権運動期）、チェコスロバキア、ポーランド、ユーゴスラビアが挙げられている。

「公開（条件付き）」の国としては、ケニア、ルーマニア、スペインがある。

「非公開（存在確認済み）」の国としては、プエルトリコが例示されている。

公開度が最も低い「非公開（所在不明または廃棄）」に該当する国として、チリや東チモールなどとともに、日本の憲兵隊の記録が「廃棄された」と言及されている<sup>10</sup>。

この論文では、上記のうち一部の国について、公開に至る経緯などを詳述しているが、ここでは省略する。ここで取り上げられた記録公開の事例は、政治的な背景から推進されたものが多く、秘密情報の公開の中では特殊事例と考えるべきことはいまでもない。また、「公開」としている国であっても、全ての記録が完全に公開されているとは限らない。しかし、少なくとも「アクセスポリシー」を明確化し、公開可能なものはアクセスを認めていくという方向性が、一つの国際的な潮流として存在することが確認できよう。

### 4. 個人データ保護の実際：大学・教会アーカイブズの場合

次に、秘密情報の中でも大きな位置を占める個人情報の保護と公開の関係について、具体例に即して検討する。その際、既に取り上げた国立公文書館等の政府アーカイブズではなく、非政府

<sup>9</sup> Kenosi, Lekoko. Records, national identity and post-apartheid South Africa: the role of Truth Commission records in nation building. *Archives and Manuscripts*. 2008, vol. 36, no. 2, p. 76-87.

<sup>10</sup> Wisser, K. M.; Blanco-Rivera, J. A. Surveillance, documentation and privacy: an international comparative analysis of state intelligence records. *Archival Science*. 2016, vol. 16, no. 2, p. 125-147.

型の機関に注目したい。政府アーカイブズの場合、その公開基準は国ごとの法制度に規定される面が大きい。一方で、アーカイブズ機関の大半を占める大学・人物・専門アーカイブズ等は、どちらかといえば各機関の状況を踏まえた柔軟かつ多様な対応を講じていると考えられるが、日本では必ずしも研究が進んでいない。

以下では、筆者らが訪問調査した英国及び米国の多様なアーカイブズ機関のうち、英国の大学アーカイブズにおける個人文書、イングランド国教会における個人データの保護、米国のカトリック教会における秘跡記録の各事例を取り上げて検討する。

#### 4.1 英国の大学アーカイブズにおける個人文書

英国のリバプール大学は、大学図書館の中に特別資料・アーカイブズ部門を設置している。この部門が所蔵するリバプール大学のアーカイブズ資料は、次の10のカテゴリに大別できる。すなわち、大学設立、理事会、寮、学生団体、学部、連携機関、関連機関、支援者、教職員、卒業生である<sup>11</sup>。

このうち、個人データの扱いがとりわけ大きな問題となるのは、最後の教職員文書と卒業生文書であろう。これらの文書の検索手段によれば、教職員文書は、かつての教員や職員が寄贈するなどしたものであり、1768年～2000年の範囲にまたがる計207件の個人文書が人名別に整理されている。卒業生文書についても、1866年まで遡るものを含む計187件が登録されており、スポーツをはじめとする学生の諸活動や、試験の成績、出席簿などの資料を含んでいる。これらは基本的には公開されているが、第二次世界大戦以後の資料については原則として非公開であるという（寄託文書を除く）<sup>12</sup>。また卒業生については、1930年以降の試験の結果は公開されていない<sup>13</sup>。

特別資料・アーカイブズ部門は、所蔵資料へのアクセスに関する詳細なポリシーを定めている<sup>14</sup>。以下、本稿の内容に関係する事項を中心にみていきたい。

まず「目的と範囲」では、利用者の性質、提供するサービス、今後の発展と改善について述べるのがこのポリシーの意図するところであるという。次に「アクセスの原則」では、目録が作られた所蔵資料は全ての人に公開するとの原則を示すが、法的その他の制限がある場合は除くと

<sup>11</sup> “Special Collections & Archives: arrangement of the archive of the University of Liverpool” . Special Collections & Archives, University of Liverpool. <https://libguides.liverpool.ac.uk/library/sca/uaarrangement>, (参照 2018-12-27) .

<sup>12</sup> “Special Collections & Archives: records of staff in the University of Liverpool archive” . Special Collections & Archives, University of Liverpool. <https://libguides.liverpool.ac.uk/library/sca/uastaff>, (参照 2018-12-27) .

<sup>13</sup> “Special Collections & Archives: records of students in the archive of the University of Liverpool” . Special Collections & Archives, University of Liverpool. <https://libguides.liverpool.ac.uk/library/sca/uastudents>, (参照 2018-12-27) .

<sup>14</sup> Access policy. Special Collections & Archives, University of Liverpool. [https://libguides.liverpool.ac.uk/ld.php?content\\_id=31198970](https://libguides.liverpool.ac.uk/ld.php?content_id=31198970), (参照 2018-12-27) .

している。

「法律、標準、ガイドライン」では、遵守する法規として、データ保護法、情報自由法、平等法（各種差別の禁止に関する法律）、著作権法を挙げる。その上で、英国国立公文書館など、この分野の専門家の支援を求めていくという。さらに、英国規格協会などによる「文化的資料の管理に関する実務指針」、全国アーカイブズ評議会による「アーカイブズへのアクセスの標準」に準拠することを目指すとしている。

「閲覧室・照会・複写サービス」では、資料利用に関する具体的な事項を示しているが、資料準備のため、利用者は閲覧室訪問の前日午後4時まで連絡するよう求めている。「オンライン・アクセス」では、所蔵資料目録のデータについて、同部門のウェブサイトだけでなく、図書館資料やアーカイブズ資料の横断的検索システム（WorldCat や Archives Hub など）でも検索できることを案内する。また、所蔵資料のデジタル画像がいくつかの電子教科書等で閲覧できることにも言及している。

「制限」では、所蔵資料へのアクセスを制限する場合の理由として、法的理由、保存上の理由、目録未作成、の3類型を挙げる。このうち法的理由については、英国国立公文書館が定めた非公開期間に関するガイダンスに従う旨を表明している。また、寄贈・寄託者との契約に基づいて、一定期間非公開となる場合もある。その上で、できる限り速やかに資料を公開できるよう、定期的な見直しを行っている。

アクセスポリシーでは以上の他にも、利用者、展示、サービスの継続性、ポリシーの見直しなどの事項について言及している。同部門はこのアクセスポリシーの他に、資料保存、蔵書構築・管理、資料情報、閲覧室の利用と資料の取扱い、展示の貸出条件などに関するポリシーやガイドラインを定めている。

このような詳細なポリシーが整備された要因の一つと考えられるのが、アーカイブズ業務を適正に遂行している機関に認定を与える制度（Archive Service Accreditation）の存在である<sup>15</sup>。英国国立公文書館等が2013年にスタートさせたこの制度は、一定の基準を満たしたアーカイブズ機関を審査して認定する枠組みであり、リバプール大学図書館の特別資料・アーカイブズ部門も2018年7月にこの認定を受けている<sup>16</sup>。認定のための審査基準の中には、資料へのアクセスに関する条項があり、明確なアクセスポリシーを公式に定めること、来館型と非来館型双方のアクセスについて規定すること、アクセスに影響を及ぼす法規を明示することなどを求めている<sup>17</sup>。

---

<sup>15</sup> この制度については、中島康比古「英国国立公文書館のアーカイブ施設認定標準について」アーカイブズ、2013, no. 51, p. 50-56.

<sup>16</sup> Accredited archive services, statistics and outcomes. The National Archives. <http://www.nationalarchives.gov.uk/archives-sector/archive-service-accreditation/accredited-archive-services/>, (参照 2018-12-27) .

<sup>17</sup> Archive Service Accreditation: guidance for developing and completing an application. 2018, 91p, <https://www.nationalarchives.gov.uk/documents/archives/archive-service-accreditation-guidance-june-2018.pdf>, (参照 2018-12-27) .

2018年11月現在、140以上のアーカイブズ機関が認定を受けているが、各館が実際に公開している資料や非公開期間などは多様であろう。しかし少なくとも、明確なアクセスポリシーを定めて、資料の利用拡大を図っていこうとする姿勢は、認定を受けた各館に共通するものと考えられる。

#### 4.2 イングランド国教会の個人データ保護

次に、英国のイングランド国教会における個人データ保護の事例をみてみたい。ロンドンにあるランベス宮殿図書館（Lambeth Palace Library）は、テムズ川を挟んで国会議事堂の対岸にあり、英国で最も古い公共図書館の一つとされている。同館には「イングランド国教会レコードセンター」（Church of England Record Centre）が付置されており、イングランド国教会の財務委員会、大主教評議員会、国民協会、年金委員会といった中央本部組織のアーカイブズを保存・公開している。さらに、1500を超える個別教会の文書の写しも所蔵するという。

同センターは、各地にある国教会の教区や司祭向けに、教会の文書管理に関する助言を提供している。その一環として作成された解説文書では、文書管理の基礎からその整理、保存、電子メールの管理、図書館への移管などの広範なテーマが取り扱われる。これらは、英国国立公文書館その他のアーカイブズ専門家からの助言を受けた上で作成されているという。

そのうち、データ保護に関する解説では、英国のデータ保護法と教会の文書管理の関係について次のように述べる。同法によれば、自動化された個人データを取り扱うデータ管理者は、原則として英国の情報コミッショナー事務局にそれを通知しなければならない。そのため、個人の信条や意見などに関する記録をコンピュータ内で保有している司祭は、そのことを通知しなければならない。その義務を果たす上で重要なのが文書管理である。文書管理を効果的に実践することで、個人データを必要な間だけ保有し、最新の状態で更新し、データ主体（当該個人）の権利を守るための検索が可能になるとする<sup>18</sup>。

また、「文書へのアクセス」についての解説によれば、国教会の文書へのアクセスに関する規則は以下のとおりである。国教会レコードセンターでは、30年が経過するまでは全てのアーカイブズ資料は非公開としている。しかし、データ保護法などの法的要件、国教会の利益の保護、秘密の保持、物理的な劣化からの保護などの理由で、30年よりも長く非公開にする場合もある。この非公開期間は、利用請求を受けてから随時判断するのではなく、事前に関係者の間で合意をしておくことが望ましい<sup>19</sup>。

イングランド国教会の事例は、教会のアーキビストが国立公文書館などと協力しながら、非現用文書の保存のみならず、現用の文書管理やデータ保護についても幅広く助言を提供している取

<sup>18</sup> Data protection. Church of England Record Centre. 2013, 5p. [http://www.lambethpalacelibrary.org/files/data\\_protection\\_final.pdf](http://www.lambethpalacelibrary.org/files/data_protection_final.pdf). (参照 2018-12-27) .

<sup>19</sup> Access to records. Church of England Record Centre. 2013, 4p. [http://www.lambethpalacelibrary.org/files/access\\_to\\_records\\_final.pdf](http://www.lambethpalacelibrary.org/files/access_to_records_final.pdf). (参照 2018-12-27) .

り組みとして興味深い。国教会だけでなく、英国では1989年に宗教関係のアーカイブズ関係者による団体が結成されており、宗教間の壁を超えて、国内の宗教アーカイブズの実態調査や知見の共有、相互協力を進めている<sup>20</sup>。

#### 4.3 米国カトリック教会の秘跡記録

米国のカトリック教会の各教区に勤務するアーキビストの団体が発行したガイドブックによれば、いかなる教区でも最も重要な記録は、教会で行われる洗礼や結婚などの儀礼に関する個人記録である「秘跡記録」(sacramental records)であろうという。それは信仰者の権利と義務の記録であると同時に、信仰とカトリックの遺産を表現する存在でもある。それゆえに、アーキビストはこれらの記録の作成、保存、アクセス提供のための方針・手順に精通し、その管理・利用を支援しなければならないとする<sup>21</sup>。

ここでは秘跡記録の公開事例として、米国ルイジアナ州ニューオーリンズにあるニューオーリンズ大司教区文書館(Office of Archives and Records, Archdiocese of New Orleans)を取り上げたい。同館は、ニューオーリンズ市及びその周辺地域のカトリック教会を統括する大司教区のアーカイブズ機関である。同館がまとめた「秘跡記録へのアクセスに関する手順」によれば、これらの記録は、公的機関の記録が存在しない場合、秘跡を受けた当事者にとっての真正な証明書となるものであり、本人にはこれらにアクセスする権利がある。しかし、歴史学、家系調査、社会学、人口学などの研究もまた、正当なアクセス理由となるものであるという。

これらの記録の秘密性に決定的な影響を及ぼすのは「時の経過」であり、古い記録ほど利用できる範囲が拡大していく。同文書館では、秘跡記録の作成から100年を基準として考えている。すなわち、100年より前の秘跡記録については、誰でも制限なく利用できる。だが、100年を経過していない記録については、教会関係者以外には公開されない。

これらの記録がどの教区にあるかにかかわらず、その利用を監督するのはニューオーリンズ大司教区の責務であり、研究者が100年以上前の記録を利用する場合は大司教区の記録として引用しなければならない。また、教区記録の管理や利用請求への対応の負担が大きい場合、これらが大司教区に移管することもできる<sup>22</sup>。大司教区文書館では、1930年以前の秘跡記録を一括して所蔵しており、1930年以降の記録については各教区が保有しているという<sup>23</sup>。同館では、おおむね

---

<sup>20</sup> “About RAG” . Religious Archives Group. <https://religiousarchivesgroup.org.uk/>, (参照 2018-12-27) .

<sup>21</sup> Leumas, Emilie G. et al. Managing Diocesan archives and records: a guide for bishops, chancellors, and archivists. Association of Catholic Diocesan Archivists, 2012, p. 24-25.

<sup>22</sup> Sacramental records. Office of Archives and Records, Archdiocese of New Orleans. [https://archives.arch-no.org/ckeditor\\_assets/attachments/207/sacramental\\_records\\_policy\\_and\\_procedures\\_for\\_promulgation.pdf](https://archives.arch-no.org/ckeditor_assets/attachments/207/sacramental_records_policy_and_procedures_for_promulgation.pdf), (参照 2018-12-27) .

<sup>23</sup> “Sacramental records” . Office of Archives and Records, Archdiocese of New Orleans. <https://archives.arch-no.org/sacramental-records>, (参照 2018-12-27) .

1810年代以前の秘跡記録のデジタル化を行い、ウェブサイト上で公開している<sup>24</sup>。

秘跡記録は、個人の人生の重要な出来事に関する記録を、公的機関ではない教会が包括的に保有している典型例の一つであり、それゆえに本人以外の利用については、特に長期の非公開期間が設定されていることがわかる。その上で、100年以上経過した記録については、その学術研究や家系調査のための利用価値を重視し、明確なポリシーの下で積極的な保存・公開のための措置を推進していることは注目に値しよう。

## 5. 個人データ保護とアーカイブズ：EU一般データ保護規則への対応

### 5.1 一般データ保護規則とは

1948年12月10日に国連総会で採択された「世界人権宣言」は、「何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する」と謳っている（第12条）<sup>25</sup>。これはプライバシー（「私事」と訳されている）を基本的人権の一部として位置づけたものであり、他の様々な人権関連の規約とともに、以後の国際的なプライバシー保護制度の起点の一つとなった。

その採択から70年を経た2018年、欧州連合（EU）の「一般データ保護規則」（General Data Protection Regulation（以下「GDPR」））が施行された<sup>26</sup>。これは1995年制定の「データ保護指令」に代わるもので、EU加盟国における個人データの保護に関する基本的な枠組みを定めた法令である。個人データ保護の厳格化や、違反した場合の巨額の制裁金が特徴とされており、単にEU域内の企業等に適用されるだけでなく、EU市民の個人データを管理する域外の企業等にも適用されるため、その影響は国際的な規模をもつものとなっている。そのため、GDPRの施行前後には、日本の新聞各紙でも「日本企業も制裁金リスク 対応済み少数 EU個人情報規制」<sup>27</sup>、「EUデータ新規制、厳格ルールに戸惑い、あす施行、駆け込み対応」<sup>28</sup>等の見出しで報じられた。

アーカイブズ機関の所蔵資料には個人データを含むものが多いため、GDPRの施行はアーカイブズ界にも大きな影響を及ぼす。そこで、欧州評議会の下に設けられた専門家グループの一つであり、EU加盟国の国立公文書館及びその館長によって構成される欧州アーカイブズグループ（European Archives Group）は2018年10月、アーカイブズ所蔵機関におけるGDPRの適用に

<sup>24</sup> “Digitized Sacramental Records in the Archives”. Office of Archives and Records, Archdiocese of New Orleans. [https://archives.arch-no.org/sacramental\\_records](https://archives.arch-no.org/sacramental_records), (参照 2018-12-27) .

<sup>25</sup> “世界人権宣言（仮訳文）”. 外務省. [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b\\_001.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b_001.html), (参照 2018-12-27) .

<sup>26</sup> Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation). 2016. 88p. <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2016/679/oj>, (参照 2018-12-27) .

<sup>27</sup> 朝日新聞. 2018年5月23日朝刊.

<sup>28</sup> 日本経済新聞. 2018年5月24日朝刊.

ついでにガイドラインを発表した（以下、断りのない限り「ガイドライン」はこれを指すものとする）<sup>29</sup>。これは GDPR そのものとは異なり、法的拘束力を持つ文書ではないが、GDPR とアーカイブズの関係について問題となる主要な点を取り上げた逐条解説として有用である。それとともに、アーカイブズ実務の特性を踏まえた上で、個人データの保護との両立をいかに考えるべきか、という課題について、EU の範囲を超えた普遍的な示唆を与えるものとなっている。

日本でも GDPR について解説する文献は増えており、その全体像についてはそれらを参照されたいが、アーカイブズの観点からこれを論じたものはほとんど見当たらない<sup>30</sup>。そこで以下では、GDPR の規定のうち、アーカイブズとの関係が特に問題となりやすい主な課題について、ガイドラインがどのような解釈や解決策を示しているかを検討する。あわせて、日本の個人情報保護法制における類似の規定を参照することによって、日本の法制度上の課題についても問題提起したい。

## 5.2 GDPR の基本原則

GDPR では、個人データ取扱いの基本原則として以下の 6 項目が示されている（第 5 条）。

- ・ 適法性、公正性及び透明性
- ・ 目的の限定
- ・ データの最小化
- ・ 正確性
- ・ 記録保存の制限
- ・ 完全性及び機密性<sup>31</sup>

そのうち、第 2 の原則である「目的の限定」については、「公共の利益におけるアーカイビングの目的、科学的研究若しくは歴史的研究の目的又は統計の目的のために行われる追加的取扱いは、第 89 条第 1 項に従い、当初の目的と適合しないものとはみなされない」として、「アーカイビングの目的」や「歴史的研究の目的」のための個人データの利用が、目的外利用にあたらぬことを明記している。基本原則に関する規定の中で、アーカイブズにおける個人データ公開の問

---

<sup>29</sup> European Archives Group. Guidance on data protection for archive services: EAG guidelines on the implementation of the General Data Protection Regulation in the archive sector. European Archives Group, 2018, 37p. [https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/eag\\_draft\\_guidelines\\_1\\_11\\_0.pdf](https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/eag_draft_guidelines_1_11_0.pdf). (参照 2018-12-27) .

<sup>30</sup> 数少ない例として、村上由佳 . 国立公文書館における個人情報に関する利用審査について . 北の丸 . 2017, no. 49, p. 71-88.

<sup>31</sup> 以下、引用は次の日本語訳によるが、一部改訳した。個人情報保護委員会訳 . 個人データの取扱いと関連する自然人の保護に関する、及び、そのデータの自由な移転に関する、並びに、指令 95/46/EC を廃止する欧州議会及び理事会の 2016 年 4 月 27 日の規則 (EU) 2016/679 (一般データ保護規則) 条文 . 内閣府, 104p. <https://www.ppc.go.jp/files/pdf/gdpr-provisions-ja.pdf>. (参照 2018-12-27) .

題が言及されていることは重要である。

また、第5の原則である「記録保存の制限」については、「公共の利益におけるアーカイビングの目的、科学的研究若しくは歴史的研究の目的又は統計の目的のみのために取扱われる個人データである限り、その個人データをより長い期間記録保存できる」としている。ここでも、「公共の利益におけるアーカイビングの目的」や「歴史的研究の目的」は、個人データの保存期間を取扱いの目的に必要な期間に限定する、という原則の例外であることが明示されている。

従来の「データ保護指令」では、この箇所は「歴史的、統計的又は科学的な利用」（第6条第1項）となっており、そこにアーカイブズが含まれるかどうかについては明記されておらず、欧州委員会による「指令」の解説において、アーカイブズが含まれることが示されるにとどまっていた。GDPRの様々な条文中で用いられている「公共の利益におけるアーカイビングの目的」（archiving purposes in the public interest）という文言は、欧州のアーカイブズ関係者によるロビー活動の結果として挿入されたものであるという<sup>32</sup>。

### 5.3 アーカイブズ機関は対象となるか

#### ① 「公共の利益におけるアーカイビングの目的」

それでは、「公共の利益におけるアーカイビングの目的」という文言は、全てのアーカイブズ機関をカバーするものといえるのだろうか。GDPRの前文第158条は次のように規定している。

公共の利益の記録を保有する公的機関又は公的組織若しくは民間組織は、EU法又は加盟国の国内法により、一般的な公共の利益のための永続的な価値を有する記録の収集、保存、評価、編成、記述、送信、広報、普及及び配布をし、かつ、その記録へのアクセスを提供すべき法的義務をもつ公共機関（services）でなければならない<sup>33</sup>。

この規定によれば、「公共の利益におけるアーカイビングの目的」を果たす機関は「EU法又は加盟国の国内法」で定められた法的義務をもたなければならない。そこでガイドラインでは、EU加盟国の公的機関が運営するアーカイブズ機関は「公共の利益におけるアーカイビングの目的」に該当するのは確実であると解釈している。その上で、他のアーカイブズ所蔵機関がこれに該当するかについても、その使命に基づいて、加盟国の国内法で定めることができるとする。この国内法とは議会が定めるものだけでなく、法体系によっては省令などによることもあるという。

<sup>32</sup> Taylor, Isabel. The General Data Protection Regulation (EUJ 2016/679): white paper. 2017, 14p. [https://interparestrust.org/assets/public/dissemination/WhitePaper\\_on\\_GDPR.pdf](https://interparestrust.org/assets/public/dissemination/WhitePaper_on_GDPR.pdf). (参照 2018-12-27) .

<sup>33</sup> 以下、引用は次の日本語訳によるが、一部改訳した。個人情報保護委員会訳、個人データの取扱いと関連する自然人の保護に関する、及び、そのデータの自由な移転に関する、並びに、指令 95/46/EC を廃止する欧州議会及び理事会の 2016 年 4 月 27 日の規則 (EU) 2016/679 (一般データ保護規則) 前文。内閣府、61p. <https://www.ppc.go.jp/files/pdf/gdpr-preface-ja.pdf>. (参照 2018-12-27) .

またガイドラインでは、「公共の利益におけるアーカイビングの目的」に該当しないと考えられるアーカイブズ所蔵機関（例えば企業アーカイブズ）も、「歴史調査の目的」のためにアーカイブズを保存しているものであり、これによって、同様の規定が適用されると解釈する<sup>34</sup>。ただしこれらの規定については、EU加盟国に適用除外を定めることを認めているため、各国の立法担当者に確認すべきであると注意している<sup>35</sup>。また、これらについては今後、GDPRに関するガイドライン等が整備されていく過程で明確化されていくだろうとの見通しを示している<sup>36</sup>。

日本の個人情報保護法では、「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者」が学術研究の用に供する目的で個人情報等を取り扱う場合は、個人情報取扱事業者に課せられる各種の義務等は適用されないとする（第76条）。また行政機関個人情報保護法では、「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき」は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、または提供できるとしている（ただし例外あり（第8条第2項））。しかし、アーカイブズ機関における所蔵資料の利用が、「学術研究」という文言により全てカバーできているかについては明らかではない。

## ②資料は仮名化されるべきか

「公共の利益におけるアーカイビングの目的、科学調査若しくは歴史調査の目的又は統計の目的」で個人データを取り扱う場合も、「本規則に従い、データ主体の権利及び自由のための適切な保護措置に服する」こととされている（GDPR第89条）。ここでいう保護措置には、「仮名化」が含まれる。仮名化とは、本名などの個人を識別できる情報をそのまま残すのではなく、「仮名」などの追加情報を付加することで、データ主体を識別できないようにする措置のことである。

ガイドラインは、データ主体が生存している可能性がある場合、電子化公開や検索手段の対象からは除外すべきとしている。そして、アーカイブズ機関が仮名化を行う場合は、記録の証拠的価値を保護するため、完全に復元可能な形で行われなければならない、利用者には仮名化したコピーを提供すべしと述べている。

このような措置が必要な理由について、ガイドラインは次の例を挙げる。一部の国では数十年前に強制的な不妊手術を受けた人への補償が、医療記録の完全性が保持されていたことで実現した例があった。そこで、アーカイブズ機関はデータ主体の利益のために医療記録の完全性を保護しなければならないと指摘する<sup>37</sup>。日本でも2018年に、旧優生保護法に基づき、障害のある人々が本人の同意なく強制不妊手術を受けていたことが問題となったが、全国の公文書館等がその被害者に関する文書を保存していたことにより、一部ではあるが被害者の氏名を明らかにすることが可能となった。個人情報保護の名目で、これらの文書が廃棄され、あるいは個人名が消去され

<sup>34</sup> European Archives Group, op.cit, p. 10.

<sup>35</sup> Ibid, p. 5.

<sup>36</sup> Ibid, p. 13.

<sup>37</sup> Ibid, p. 12.

ていたならば、今後予想される救済措置も実現しなかったであろう。

#### 5.4 特別な個人データ

##### ①死者の個人データは保護されるべきか

アーカイブズ機関の所蔵資料中にある個人データは、生存中の個人よりも、既に死亡した人物のものが大半を占めるのが通常である。

GDPRの規定が適用されるのは、あくまでも生存中の個人（「データ主体」）に関する個人データである。前文第158条は「アーカイビングの目的のために個人データが取り扱われる場合、本規則は、死亡した者に対しては本規則が適用されないことに留意した上で、その取扱いにも適用されなければならない」としている。

ガイドラインでは、死者の個人データに関して、加盟国がその取扱いについて規定できることを指摘する。その上で、アーキビストは通常、データ主体の死亡を確認できないが、100年前に生まれた人が死亡していることは合理的に推測できるとして、この点についてはケースバイケースでの判断が必要としている<sup>38</sup>。

日本の個人情報保護法でも、個人情報とは「生存する個人に関する情報」を指すことが明記されている（第2条）。しかし一部の地方自治体の個人情報保護条例では、死者の情報も含むものとされる場合がある。また、いわゆる「萎縮効果」によって、アーカイブズ機関等が保有する文書中の死者の情報が非開示となる例が後を絶たない。

##### ②センシティブなデータは取り扱えないのか

個人データの中でも以下に該当するものについては、そもそもデータの取扱いが禁止されている（GDPR第9条）。いわゆるセンシティブデータに関する規定である。

- ・人種的若しくは民族的な出自
- ・政治的な意見
- ・宗教上若しくは思想上の信条
- ・労働組合への加入
- ・遺伝子データ
- ・自然人を一意に識別することを目的とする生体データ
- ・健康に関するデータ
- ・自然人の性生活若しくは性的指向に関するデータ

しかし、多くのアーカイブズ機関は、こういった特別な種類のデータを含む資料をすでに保有

---

<sup>38</sup> Ibid, p. 9.

しているか、今後受け入れる可能性がある。

そこでGDPR第9条第2項は、この規定が適用除外となる条件の一つとして、「公共の利益におけるアーカイブの目的、科学的研究若しくは歴史的研究の目的又は統計の目的のために取扱いが必要となる場合」を挙げている。ガイドラインは、このような特別な個人データに関する規定は以前から存在しており、GDPRは「遺伝子データ」と「自然人を一意に識別することを目的とする生体データ」を対象に追加したに過ぎないことを指摘する。そして、アーカイブズ機関は既にこれらのデータへのアクセスを制限しており、各国の国内法に基づき、数十年から100年以上の間、アクセス対象から除外されているとしている<sup>39</sup>。アーカイブズ機関は、これらのデータを保存しつつ、時の経過に伴って公開することも可能になるのである。なお、GDPRは一般市民によるアーカイブズへのアクセスについての規則は定めておらず、各国における個人データを含む文書の非公開期間に直接の影響を及ぼすものではない。

日本の個人情報保護法は、「要配慮個人情報」は、あらかじめ本人の同意を得ないで取得してはならないとした上で、その適用から除外される場合を示している（第17条）が、そこにはアーカイブの目的に該当する事項は含まれていない。「大学その他学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者」が要配慮個人情報を公開している場合は、これを取得できるとしている（個人情報保護委員会規則第6条）が、アーカイブズ機関一般がこれに含まれるかどうかについては明らかではない。

### ③犯罪に関するデータは取り扱えないのか

有罪判決及び犯罪行為又は保護措置と関連する個人データを取り扱えるのは、公的機関の管理の下にある場合か、EU法又は加盟国の国内法によってその取扱いが認められる場合に限定されている（GDPR第10条）。裁判所や警察などからの文書移管を受ける政府アーカイブズ機関の多くが、これらのデータを保有している。それ以外の機関から移管される一般的な文書の中にも、これらのデータを含む場合がありうるだろう。

ガイドラインによれば、各国の国内法により、犯罪に関連するファイルのうち永久保存に値するものは、20年～30年後にアーカイブズ機関へ移管されるという。これらは法律に基づいているため、GDPRの規定に適合した措置であり問題ない。なお、データ主体が生存している可能性があれば、ウェブサイト上でのアクセス制限や氏名のマスキングを行えることにも言及する。ただし、公的機関ではない大学や団体が犯罪に関するファイルを公開している場合は、データ保護を所管する関係機関に相談すべきであるとしている<sup>40</sup>。

## 5.5 データ主体の権利

### ①データ主体への情報提供はできるのか

<sup>39</sup> Ibid, p. 21.

<sup>40</sup> Ibid, p. 22.

個人データがデータ主体から直接取得されたものでない場合、管理者はデータ主体に対し、個人データの種類など各種の情報を提供する義務がある（GDPR 第14条）。アーカイブズ機関は多数の政府機関や団体から膨大な個人データを含む記録を受け入れており、そのほとんどはアーカイブズ機関がデータ主体から直接取得したものではない。しかし、その個人データのデータ主体は数百年前の人物も含まれており、生死や連絡先も不明であることが一般的であるため、全てのデータ主体にこれらの情報を提供するのには実質的に不可能である。

そこでGDPR 第14条第5項では、「公共の利益におけるアーカイビングの目的、科学的研究若しくは歴史的研究の目的、又は、統計の目的のための取扱いに関し、そのような情報の提供が不可能であるか、又は、過大な負担を要することが明らかな場合」は、この規定は適用されないとしている。ただし、そのような場合は「データ主体の権利及び自由並びに正当な利益を保護するための適切な措置を講ずるものとする」とも規定されている。そのためガイドラインでは、アーカイブズ機関はウェブサイト上に、これらの個人データの取扱いに関する情報を掲載するのが望ましいとする<sup>41</sup>。

日本の行政機関個人情報保護法では、まだ分類その他の整理が行われていない保有個人情報で、「同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるもの」に関しては、一部の規定の適用につき、行政機関に保有されていないものとみなすとしている（第45条第2項）。しかし、アーカイブズ機関が公開している資料については、いかに大量であっても「分類その他の整理」が済んでいるものとみなされる可能性が高い。また、これは行政機関を対象とした法律であり、民間の個人情報取扱事業者には適用されない。

## ②データ主体によるアクセス権を認めるか

データ主体には、自らに関係する個人データが取り扱われているかどうかを確認する権利と、そのデータにアクセスする権利が保障されている（GDPR 第15条）。しかし、アーカイブズ機関が膨大な記録を受け入れる際、その中に誰のどのような個人データが含まれているか分からない状態であるのが決して珍しくない。移管元の政府機関などが、移管する記録に含まれる個人データのデータ主体の一覧や索引（検索手段（finding aids）と称される）を一緒に移管することが望ましいが、そのようなものが付属しているケースは限られる。その上、大量の記録を抱えるアーカイブズ機関が、全ての所蔵資料に記録されたデータ主体について詳細な検索手段を作成することはほとんど不可能である。

そこでガイドラインは、GDPR 第89条に基づき、データ主体のアクセス権の対象から除外されているかどうか、自国の国内法を確認するよう求めている。その上で、データ主体が自らの個人データにアクセスしようとした場合、アーカイブズ機関は可能な全ての支援を提供しなければ

<sup>41</sup> Ibid, p. 16.

ならないとしている<sup>42</sup>。

日本の個人情報保護法は、本人による保有個人データの開示について、「当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」は開示しないことができるとしている（第 28 条）が、アーカイブズ機関が開示請求の対象から除外されているかどうかは明らかでない。

### ③資料は訂正されるべきか

データ主体は自分に関係する個人データが不正確な場合、それを訂正させる権利がある（GDPR 第 16 条）。しかし、アーカイブズ機関が所蔵する資料の内容が不正確であったとしても、それを削除・修正することは、資料の改ざんに相当する。不正確な記録が作られたこと自体が歴史的事実の一部であり、アーキビストはそれをそのまま維持しなければならない（完全性（integrity）維持の原則）。

そこで GDPR 第 16 条は、この訂正について、「補足の陳述を提供する方法による場合」を認めている。すなわち、不正確な内容が記された箇所を抹消するのではなく、それが不正確であることを記載したメモ等を付加することで訂正とする、という方法である。ガイドラインは、アーカイブズ機関はこの方式によって、データ主体の訂正権を保障することを求めている。

ガイドラインはまた、このような対応が必要であることの例として、人権抑圧的な体制の警察ファイルに反体制派を侮辱する情報が含まれていることがあり、この完全性を維持することはデータ主体への賠償に必要であるとしている<sup>43</sup>。なお GDPR の前文 158 条は、「加盟国は、例えば、かつての全体主義国家体制下の政治的活動、ジェノサイド、人道に対する罪、特に、ホロコースト、又は、戦争犯罪と関連する特別の情報を提供するという観点から、アーカイビングの目的のための個人データの追加的な取扱いを定めることも認められるものとしなければならない」として、人道に対する罪に関連する個人データのアーカイビングの必要性について特記している点が注目される。

日本の個人情報保護法では、保有個人データの訂正等について、「利用目的の達成に必要な範囲内において」、内容の訂正、追加または削除を行わなければならないとしている（第 29 条）が、「補足の陳述を提供する方法」による訂正については記載がない。

### ④資料は消去されるべきか

データ主体は一定の条件を満たす場合、自分に関係する個人データを消去させる権利がある（GDPR 第 17 条）。これは「忘れられる権利」と呼ばれるものに関する規定であり、これを公式に認めたことは、GDPR の顕著な特徴の一つとされている。2012 年には、EU 司法裁判所がこの忘れられる権利を認めた判決を出している。また、「個人データが、それが収集された目的又は

<sup>42</sup> Ibid, p. 17.

<sup>43</sup> Ibid, p. 17.

その他の取扱いの目的との関係で、必要のないものとなっている場合」、管理者は、不当に遅滞することなく、個人データを消去すべき義務を負うと規定する（同条）。

しかし、この消去権が行使されるならば、前述の訂正権と同様、アーカイブズ資料の完全性が損なわれることになってしまう。また、アーカイブズ利用者層の多くを占める家系調査者を支援するには、生存者を含む個人名を検索できるデータベースの整備が望ましく、実際にそのようなものが既に多数公開されているが、これらが運用できなくなってしまう恐れがある。さらに、管理者に消去義務を課すことにより、個人データを含むアーカイブズ資料が一律に廃棄される事態すら想定される。

そこでGDPR第17条第3項では、消去権が適用されない場合の一つとして、「公共の利益におけるアーカイブの目的、科学的研究若しくは歴史的研究の目的、又は、統計の目的」を挙げている。ただし、「当該取扱いの目的を達成できないようにしてしまうおそれがある場合、又は、それを深刻に阻害するおそれがある場合」に限定されている。ガイドラインは、ウェブサイト上のリンクを解除したり、データのリストから消去したりすることは、アーカイブズ資料自体の完全性や永久保存を損なうものではないと述べている。そして、データ主体の尊厳を脅かすような個人データは、電子化公開や検索手段の対象外とすべきと提案する。さらに、生存する個人を含む個人名を収録したオンライン・データベースは、サーチエンジンによる検索では直接検索されないようにすることについても検討すべきとしている<sup>44</sup>。

つまり、消去権に該当する可能性のある個人データへのアクセスは制限しないが、利用を促進する積極的な措置は施さないということである。アーカイブズ機関の使命である資料の保存・公開と消去権とのバランスをとるための方策といえよう。

日本の個人情報保護法では、個人情報取扱事業者は、個人データを「利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない」（第19条）としているが、その適用除外については定めていないため、アーカイブズとして保存すべき個人データすらも一律に廃棄される事態を引き起こす可能性がある。

#### ⑤データの取扱いを制限すべきか

データ主体は、自らに関する個人データが違法に取り扱われている場合や、データの正確性が疑わしい場合などは、そのデータの取扱いを制限させることができる（GDPR第18条）。また、これらのデータの取扱いについて異議申し立てをする権利を有する（第21条）。しかし、アーカイブズ機関の所蔵資料における個人データについて、取扱いが制限されてしまうならば、その正確性を確認することは実質的に不可能となる。

そこでGDPRは、この取扱い制限は、「記録保存」を妨げるものではないとしている（第18条第2項）。また、管理者が「データ主体の利益、権利及び自由よりも優先する取扱いについて」、

<sup>44</sup> Ibid, p. 18.

やむをえない正当な根拠があることを証明できれば、データの取扱いを継続することができる（第21条）。

なお、「科学的研究若しくは歴史的研究の目的又は統計の目的で個人データが取扱われる場合」も、データ主体は異議を述べる権利を有するが（第21条第6項）、ここには「公益におけるアーカイビングの目的」の文言はない。そのためガイドラインは、博物館などの文化施設においてアーカイブズ資料を取り扱う場合は、この規定が適用されるだろうとしている<sup>45</sup>。

#### ⑥データ主体への通知はできるのか

個人データの訂正、消去、取扱いの制限を行う場合、管理者はデータ主体にそれを通知する義務がある（GDPR第19条）。しかし、前述の「データ主体への情報提供」と同じく、アーカイブズ機関がこの通知を行うことは不可能である場合が多い。

そこで第19条では、この通知義務は「それが不可能であるか、又は、過大な負担を要することが明らかである場合」は適用されないとしている。ガイドラインでは、これはアーカイブズ機関にも当てはまるとみなしている<sup>46</sup>。

#### ⑦データは移行できるのか

データ主体は、自ら提供した自身に関する個人データを、「構造化され、一般的に利用され機械可読性のある形式」で受け取る権利、それを別の管理者に移行する権利を有する（GDPR第20条）。つまり、電子的な個人データは紙媒体等に変換した形で受け取るのではなく、電子媒体のまま入手でき、さらにそのデータを別のシステム等に移行できるのである。

ガイドラインは、アーカイブズ機関は個人文書を除き、データ主体から直接個人データを受け入れることはないため、「自ら提供した」という規定に当てはまらないことを指摘する。その上で、現在取り扱う資料群は紙などのアナログ媒体が大半であり、データ主体へのデータの機械可読な提供は技術的に実行可能ではないとしている<sup>47</sup>。

## 5.6 個人データのセキュリティ

### ①データはどうしたら最小化できるか

管理者は、GDPRの要件を満たすように設計された個人データ取扱いシステムを実装するとともに、必要な個人データのみが取り扱われることをデフォルト（既定）で確保すべく、「適切な技術的措置及び組織的措置を実装する」よう求めている（GDPR第25条第2項）。これは、GDPR基本原則の一つである「その個人データが取扱われる目的との関係において、十分であり、関連性があり、かつ、必要のあるものに限定されなければならない」（第5条）という「データ

<sup>45</sup> Ibid, p. 19.

<sup>46</sup> Ibid, p. 19.

<sup>47</sup> Ibid, p. 20.

最小化の原則」を具現化するための規定である。

この原則を満たすためのアーカイブズ機関の対応について、ガイドラインはアーカイブズの実務に即して次の4点を指摘している。

第一に、必要最小限の個人データのみを取得していることを明示するためには、アーカイブズ機関はどのような記録を選別して保存するかを定めた「リテンション計画」を作成することが必要としている。もっとも、欧州のアーカイブズ機関の多くでは、このような計画が既に存在し、アーカイブズとして保存すべき記録はこれに基づいて評価・選別されていると思われる。

第二に、特別な個人データを含む文書群を編成・記述する場合は、データ主体からのアクセス請求に備えるため、実名を記載した検索手段を作成しなければならないとする。同時に、実名を仮名に変換した検索手段をオンライン公開することもできる。そして、これら2種類の検索手段を作成できるようなソフトウェアを用いることを提案している。

第三にアクセスについて、アーカイブズ機関は既に、利用者証の導入、請求ファイルの点検、閲覧ファイル数の制限などの方式で、紙記録へのアクセスの管理は行ってきたことを指摘する。しかし電子記録の場合、大規模データを人力で事前に点検することは不可能であり、自動化による制御が必要になっているとする。

第四に、将来アーカイブズに移管される公的機関が新しいシステムを設計する際に、公共の利益におけるアーカイビングが組み込まれていない場合が課題であるとする。アーカイブズ機関がシステムの設計と計画に関与し、適当な時期にシステムから記録がエクスポートされ、アーカイブズ機関に移管されるようにすることが重要であると指摘する。そして、最終的な保存先としてのアーカイブズ機関を考慮に入れたシステムとなっていることが理想であるとガイドラインは述べている<sup>48</sup>。

このように、データ最小化の原則は従来の方法論でカバーできる部分と、新たな方策をとるべき部分があるといえる。とりわけ個人データを含む電子記録を受け入れる際には、それに対応するためのシステムを導入し、あるいはその設計に積極的に関与する必要がある。

## ②データの安全性をどう確保するか

GDPRの第32条から第34条までは、個人データの安全性を確保するための措置と、侵害された場合の対処について規定している。安全確保措置の一つとして、個人データとそうでないデータを分離させるという方式がとられる場合がある。しかしこのような方式は、ややもするとアーカイブズの基本原則である「出所原則」「原秩序尊重の原則」に違反することにもなりかねない。

ガイドラインは、アーキビストは既存の専門職としての方法論に依拠して個人データを管理し、その完全性と真正性を保護する責務があるとしている。そして、個人データと非個人データを区分することで、アーカイブズの編成と出所を損なってはならないと注意を促す。その上で、管理

<sup>48</sup> Ibid, p. 23-24.

する個人データの安全性保護の方策として、警報、立ち入り制限、訪問者記録、ウイルスソフト、パスワード管理、暗号化ツールなどのセキュリティ装置の導入などを例示している<sup>49</sup>。個人データの保護を重視するあまり、アーカイブズの使命と原則を見失ってはならないとの指摘は、個人情報保護への「過剰反応」が散見される日本の現状を鑑みれば示唆に富むものである。

## 6. おわりに

本稿では、まず先行研究に基づき、政府アーカイブズにおける秘密情報の公開をめぐる国際的な状況を概観した。次に、英国の大学アーカイブズにおける個人文書、イングランド国教会における個人データの保護、米国のカトリック教会における秘跡記録の各事例を取り上げて検討した。これらを踏まえつつ、EUの一般データ保護規則（GDPR）を手がかりとして、アーカイブズにおいては個人データの保護と資料公開の促進をいかにして両立させるべきかを検討した。

2018年のGDPRの施行を契機として、欧州では日本よりもはるかに厳格な個人データ保護が行われているとの認識が広まりつつある。しかし、GDPRは個人データ保護措置の厳格化と同時に、アーカイブズ機関における資料公開の意義を十分に認識し、それを阻害しないための仕組みを組み込んでいる点を見過すべきではない。

このような制度設計が実現した要因としては、次のような点が考えられる。第一に、EU加盟国各国が近代アーカイブズ制度の伝統を有し、個人データを含む資料の公開を広範に進めてきた実績があることである。各国の中央政府はもとより、多くの地方政府や企業、大学、学校、教会なども自らのアーカイブズ資料を保存・公開する施設を設けており、欧州のアーカイブズ資料情報のポータルサイトである Archives Portal Europe には、7000以上の機関が情報を提供している<sup>50</sup>。第二に、これらのアーカイブズ機関の業務を中心的に担うのは、専門職として高度な訓練を受けたアーキビストであり、その仕事が信頼に値するものとして認められていることであろう。第三に、各国にはアーキビストの専門職団体が存在し、そのEU域内での交流も盛んであることから、GDPRの制定過程でロビー活動を行い、その意見が反映されたものと考えられる<sup>51</sup>。最後に、欧州のアーカイブズは、専門研究者だけでなく家系調べのために一般市民が利用する例が多いことから、アーカイブズが過去の個人データを大量に保有し、公開している機関であることが広く理解されていると考えられる<sup>51</sup>。

翻って日本の場合、国立公文書館は個人情報保護法の制定以前から設置されていたが、自治体や企業が設置するアーカイブズ機関の数は少なく、アーカイブズの役割に対する一般の認識が広まらないうちに、個人情報保護への意識が急激に高まりをみせたことになる。2017年以降、森友学園問題や加計学園問題などを契機として、公文書管理への関心が高まっているが、専門職と

<sup>49</sup> Ibid, p. 25.

<sup>50</sup> Archives Portal Europe. Archival Portal Europe Foundation. <https://www.archivesportaleurope.net/>. (参照 2018-12-27) .

<sup>51</sup> 阿部謹也. 市民と文書館：ヨーロッパに見る. 地域史研究：尼崎市立地域研究史料館紀要. 1978, vol. 7, no. 3, p. 52-53.

してのアーキビストの人数も限られており、家系調査も欧米のように普及していない<sup>52</sup>。そのこともあってか、個人情報保護法制の整備に際しても、「学術研究」等への一定の配慮はみられるものの、アーカイブズ機関を包括的に適用除外とするような制度とはならなかった。

もっともこういった状況は、1995年に制定された従来のEUデータ保護指令も同様であった。今後、EUの影響も踏まえつつ、日本でも個人情報保護制度の見直しが進められていくことが想定される。その際には、アーカイブズに関するGDPRの規定が十分に参照され、日本の法制度に即した形で同様の規定が盛り込まれることが必要となろう。

GDPRは、情報公開制度と個人データ保護の関係についても配慮している。官民の機関が保有する「公文書の中にある個人データは、公文書への公衆のアクセスと本規則による個人データの保護の権利との調和を保つため、公的機関又は組織が服するEU法又は加盟国の国内法に従い、その機関又は組織から開示できる」として、情報公開に関する法制度に基づき、個人データを開示できることに言及している（GDPR第86条）。また前文第154条では、これらの法制度が「公文書への公衆のアクセス及び公的分野にある情報の再利用と個人データの保護の権利との調和を図るものとしなければならない、また、それゆえ、本規則による個人データの保護の権利との必要な調和を図ることを定めることができる」として、公開と保護の調和の必要性を強調している。個人データの保護と記録へのアクセス権はともに人権の一部を構成するものであり、両者を矛盾なく保証していくための仕組みをつくることは、アーカイブズがその使命を確実に果たしていく上でも重要な課題である。

※本稿は、2018年12月12日に開催された創価大学創価教育研究所研究会での発表内容を加筆修正したものである。また本稿は、JSPS科研費JP15K00467の助成を受けたものである。本稿で取り上げたアーカイブズ機関をはじめ、訪問調査に応じていただいた各館のアーキビスト及び研究協力者に感謝申し上げたい。

---

<sup>52</sup> 森本祥子、日本のアーカイブズで家系調査は可能か：課題整理と可能性の模索、海港都市研究、2010、no. 5、p. 89-97.